

令和5年度事業計画

○ 基本方針

国民健康保険制度は、国民皆保険の構築、維持において相互扶助の精神のもとに地域医療の確保や地域住民の健康増進に大きく寄与してきた。

しかしながら、少子高齢化の進展や生活習慣病の増加、医療技術の高度化などに伴う医療費の増大に加え、勤労者皆保険の実現に向けた被用者保険の適用拡大による被保険者の減少など、国保制度を取り巻く環境は更に厳しい状況となっている。

一方、国において、令和4年12月に「骨太方針2022」を踏まえた新たな「新経済・財政再生計画改革工程表2022」が取りまとめられた。これによると、医療・介護分野のDX推進として、令和5年4月より「オンライン資格確認システムの原則導入義務化」や、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を推進するため、令和6年秋に「健康保険証の廃止」を目指すことなどが盛り込まれた。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築を実現することとされており、地方自治体や医療機関、介護事業者等と密接に関連している国保連合会には、その役割と責任を果たしていくことが強く求められている。

本会としては、国保制度を取り巻く環境の変化に的確に対応し、国保制度をはじめ、後期高齢者医療事業、介護保険事業、障害者総合支援事業等の円滑な運営に貢献するとともに、保険者等から信頼される事業運営を組織一丸となって推進することを基本理念とした「中期経営計画」を策定して、令和5年度から開始することとした。

この計画では、「国保連合会が今後果たすべき役割(将来像)」を定め、その将来像実現に向けた4つの基本方針(「医療費等の適正化の推進」、「保険者等保健事業支援の充実」、「医療・保健・介護・福祉業務等の総合的な支援」、「効率的かつ安定的な事業運営基盤の確立」)を柱として、これから5年間取り組む。

その初年度として、令和5年度は次の各種事業を積極的に推進する。

○ 主な事業内容

1 診療報酬等審査支払事業

(1) 診療（調剤）報酬審査業務

① 診療報酬審査委員会の運営

令和3年3月31日に策定された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、審査基準の統一に向け審査委員会、国保中央会、全国の国保連合会と連携し取組みを進めていくとともに、運営委員会、全員協議会等において審査内容の協議や情報共有を行う。

○ 「審査結果の不合理な差異の解消に向けた工程表」の取組みとして、各都道府県に存在する審査基準の重複や整合性を整理し、令和6年度中に全国の国保連合会で審査基準を原則全国統一する。

○ 審査委員会、運営委員会、専門部会(7万点以上)、再審査部会を毎月開催し、審査内容の協議や情報共有、審査方針の決定等を行い審査の充実に努める。

○ 審査委員の基幹会議である、全国国保審査委員会会長連絡協議会、地区別審査委員会会長会議、全国常務処理審査委員連絡会議等へ参加し審査精度の向上につなげる。

② レセプトの事務点検・事務共助

医療費適正化の推進に向け、質の高い審査事務共助を行うことで査定率を向上させるために、以下の取組みを行う。

○ ICT の活用

- ・全国共通のコンピュータチェックの活用(効率的・公平な審査)
- ・医療機関の請求の傾向を捉えた審査(審査事務共助の強化)
- ・査定理由の詳細化(医療機関の適正な請求)

○ 審査事務共助能力及び専門的知識の向上

- ・査定事例等の職員研修の実施(毎月)
- ・エキスパート研修への参加(年1回)
- ・審査事務共助知識力認定試験の受験(年1回)

(2) 療養費審査業務

① 柔道整復施術療養費の審査委員会の審査の充実と適正化

・柔道整復施術療養費審査委員会では、傾向・重点審査に取り組み、自家診療や部位転がし等の疑義について専門部会で協議し、必要に応じて施術所へ文書注意を行い保険者等への情報提供を行うなど対応していく。

② 療養費の審査業務

- ・療養費については県内保険者より委託を受け審査を行い、適正化に努めている。
- ・あはき療養費審査委員会の拡充(あはき専門家の審査委員招聘)については、国が明確な審査基準を示した段階で取り組むこととしている。

2 保険者支援事業

(1) 保健事業に対する支援

① 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進

○ 保健事業支援・評価委員会による支援

保健事業支援・評価委員会では、事業計画の策定段階から計画の目的、目標、評価指標の設定等について、担当者への聞き取りを行いながら、助言を行っている。実施方法や評価指標の達成状況を確認し、計画内容の軌道修正について助言を行うことで、保険者が自らPDCA サイクルに基づいた保健事業が可能となるよう支援を行う。

また、各保険者が参照するために本会で取りまとめた支援・評価委員会助言事例集について、今後の助言も追加しながら適宜整理を行い、内容の充実を図っていく。

○ 第3期データヘルス計画に向けた保険者保健事業の基礎資料作成・提供

保険者毎のデータヘルス計画の内容や、個別保健事業実施状況、保険者努力支援制度インセンティブの獲得状況等を経年で把握できる保険者保健事業の基礎資料を作成し提供する。

② 国保データベース(KDB)システム等データ活用の推進

○ KDBシステムの活用

各種研修会において説明を行い、保険者のデータヘルス計画等に基づく保健事業実施に向けた支援の充実を図る。

○ 保健事業支援システムの活用

- ・KDBシステム突合CSVデータを活用し、KDBシステムでは抽出が困難な事業対象者の抽出を可能とする保健事業支援システムを市町国保および後期高齢者医療広域連合へ提供する。
- ・令和5年度からの新システム移行に併せ、糖尿病管理台帳機能をシステム内に実装する。

③ 特定健診に関する業務

○ 受診率向上に向けた支援

- ・他都道府県保険者の好事例についての情報提供

- ・県が実施している「ICTを活用した特定健診受診率等向上対策事業(ナッジ理論に基づく受診勧奨等にかかる事業)」について、事業に必要な健診データやレセプトデータ等の提供
- ・長崎県保険者協議会による特定健診等の実施率向上対策
- ・Web(バナー広告)や新聞広告等、特定健診受診促進にかかる広報の実施
- ・特定健診未受診者にかかる特定健康診査情報提供事業の充実・強化

○ 特定健診等データ管理関連業務

特定健診等データ管理システムを利用した特定健診等データの処理、管理及び統計資料作成等を行う。

- ・特定健診等の費用決済処理等の各種電算処理
- ・特定健康診査等の実施状況報告(法定報告)にかかる支援(説明会開催等)
- ・特定健診等の受診券等の作成
- ・特定健診等データに関する統計資料の作成及び提供

(2) 国保保険者標準事務処理システムの運用支援

① 国保事業費納付金等算定標準システム

本会は「国保事業費納付金」および「標準保険料率」等の算定について、県より委託を受け、保険料収納必要総額の算出と、市町ごとの国保事業費納付金額及び標準保険料率の算定を実施している。令和5年度も前年度算定結果と実績との誤差等を把握し、より正確な納付金および標準保険料率の算定を行っていく。

② 国保情報集約システム

国保情報集約システムは、市町毎に保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、被保険者が同一都道府県内で転居した場合に高額療養費の多数回該当に係る該当回数を引継ぐなど、市町間の情報連携等を可能とするシステム。また、令和3年10月本稼働のオンライン資格確認に係る加入者情報を医療保険者等向け中間サーバーへ連携している。連携を滞らせないよう保険者支援を実施する。

③ 市町村事務処理標準システム

市町が行う資格管理、賦課、徴収・出納、給付業務を支援するための標準的な事務処理システム。効率化、コスト削減、標準化を目的として、国(厚生労働省)と国保中央会が主体となり利用推進を展開している。長崎県では「市町の事務の標準化、広域化を推奨するため市町村事務処理標準システムの導入について協議する」旨を「長崎県国民健康保険運営方針」に定めているが、令和4年2月16日の国保連携会議資格給付部会にて、長崎県クラウドを利用した導入検討は実施しないこととなった。今後、各市町単独で同システムの庁内設置の希望があった場合は必要に応じて協力を行っていく。

(3) 保険者共同電算処理事業

以下の共同処理について、円滑な業務実施に努める。

- ① 国保共同電算処理業務
- ② (特別)高額医療費共同事業支援業務
- ③ 医療費・介護給付費通知書作成業務
- ④ 予防接種広域化事業
- ⑤ 後発医薬品使用促進通知書作成業務
- ⑥ 結核・精神抽出データ作成業務
- ⑦ 福祉医療費助成事業審査支払業務
- ⑧ 出産育児一時金等支払業務
- ⑨ 退職者医療共同事業
- ⑩ 被保険者証の一括発行
- ⑪ 共同処理にかかる外字管理
- ⑫ 高額療養費算定業務
- ⑬ 高額療養費勧奨通知作成業務
- ⑭ 高額療養費外来年間合算算定業務
- ⑮ 高額医療・高額介護合算療養費算定業務
- ⑯ 風しん抗体検査・予防接種支払業務
- ⑰ 新型コロナウイルスワクチン接種支払業務

(4) 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

「交通事故」「船舶事故」「ペットによる噛みつき」「食中毒」「闘争」等にかかる第三者行為の損害賠償請求権の行使に関する事務を実施する。

保険者での求償事案掘り起こしへ向けた支援策として、求償対象候補者一覧表の提供を行うとともに、医療機関・損害保険会社へ向けた求償事案届出に関する周知の強化に取り組む。

(5) レセプト二次点検共同事業

費用対効果向上の取り組み

- ・二次点検支援システムの活用

点検項目の機械的チェックにより、効率的な疑義レセプトの抽出と点検レベル水準を確保する。また、点検項目の追加によって更なる費用対効果の向上を目指す。

- ・レセプト点検専門員の育成

専門的知識や経験による質の高い目視点検ができる点検専門員を育成するため査定事例等を活用した研修や情報の共有化等、専門的知識の向上を図る。

(6) その他の各種事業

- ① 広報共同事業

国保事業の普及・啓発を目的とし、マスメディア及びインターネット等を活用した広報事業を行う。

② 健康づくり支援

国保被保険者の健康づくりを推進するため、市町が行う健康まつり等に対して、健康器具の貸出しを行う。また、健康づくりを目的として市町が行うスポーツ大会に対して、入賞者向けのカップ及びメダルをスポーツ奨励賞として交付する。

③ 統計資料の作成・提供

- ・医療費速報データ
- ・疾病分類統計資料
- ・目で見える長崎県の国保

④ 在宅保健事業みつば会の活動

健康劇、紙芝居や講話等により、市町の保健事業への支援を行う。また、会員の資質向上を図るため、研修会を開催する。

⑤ 長崎県市町村保健師会への支援

市町村保健師研修会を本会との共同開催で支援するとともに、役員会等へ出席し、市町村保健師と連携を図るとともに、ニーズの把握を行う。

⑥ 長崎県国民健康保険診療施設協議会（国診協）の運営

協議会会員施設と全国国診協との連絡調整を担い、県内においては、長崎県国保地域医療学会を毎年開催する。

⑦ クラウド化を踏まえたシステムの更改等への対応

＜審査支払機能に関する改革工程表に基づく国保総合システムの更改＞

○ 第一段階. 令和6年更改

- ・国保総合システムのクラウドリフト化

現在、全国都道府県国保連合会で機器、システム、データ等を調達・運用・管理しているが令和6年からクラウド上での全国一拠点化へ移行する。

- ・受付領域機能の共同利用

レセプト受付領域は、支払基金の仕組みを共同利用する。

※上記について、長崎県では令和6年1月からの本番稼働を予定

○ 第二段階. 令和8年度更改

- ・審査領域の共同利用

国保中央会と支払基金による令和8年4月からの審査領域の共同利用開始を目指し、今後、議論が進められることとなる。開発方針については、現時点では定まっていない状況。

＜令和6年1月更改・本番稼働における課題解決に向けた具体的な取組＞

○ 円滑なシステムの導入と安定稼働

- ・情報収集、関係団体との十分な連携
- ・計画的な環境構築、バックアップ・リカバリ関連の確認
- ・保険者や医療機関等への影響を想定した事前周知の徹底
- ・本会が独自に導入する外付システムの改修の対応

○ 保険者負担の軽減

- ・国保中央会等と共同した調達方法・契約等の最適化、国庫補助財源の確保による保険者の負担軽減

⑧ 国保ネットワークの整備

国保ネットワークでは、国保総合システムの標準機能を強化・補完するものとして、専用端末でカスタマイズデータの提供やグループウェア・共有ファイルサーバーの共同利用を実施しているが、利便性を考慮し、国保総合システム等基幹システム端末での利用が令和6年4月から可能となるよう、令和5年度中に環境を整備する。

⑨ 研修会等の開催

- ・KDBシステム初任者向け研修会
- ・糖尿病性腎臓病重症化予防セミナー（県と共催）
- ・高齢者の保健事業セミナー
- ・データヘルス推進のための研修会
- ・長崎県国保運営協議会会長連絡協議会
- ・保険料(税)収納率向上対策研修会（県と共催）
- ・第三者行為求償事務研修会（県と共催）
- ・介護・障害者総合支援担当者説明会
- ・介護給付適正化システム等活用研修会（県と共催）
- ・初任者向け国保総合システム説明会
- ・国保実務担当者研修会
- ・その他必要に応じて随時開催

3 介護保険関係事業

① 介護給付費等の審査支払事務

介護給付費等の審査支払事務については、県及び市町等との受給者情報、事業所情報等の授受など、連携を密にして迅速かつ適正に行うとともに、介護事業者に対し電子媒体等からインターネット請求への移行促進を図りながら事務の効率化に努める。

② 介護予防・日常生活支援総合事業審査支払業務

保険者が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業の審査支払業務について、保険者ごとに異なるサービス内容等各種情報に基づき、適正に実施する。

③ 介護給付適正化事業への支援

保険者が実施する介護給付適正化事業を支援するため、県が作成した「第5期介護給付適正化計画」に基づき、以下の取組みを実施する。

ア. 縦覧点検

イ. 介護給付適正化システムを活用した適正化情報の提供

ウ. 医療情報との突合点検(リストの提供)

エ. 保険者個別訪問による適正化システムの活用研修の実施(県と共同)

また、「第6期介護給付適正化計画(令和6年～)」の作成に向けて、保険者の適正化事業実施状況や課題、保険者ニーズを把握し、現行業務の見直しを含め、新たな支援等について検討する。

④ 介護保険事務共同処理業務

保険者が行う介護保険の事務処理のうち、各保険者に共通する次の事務の一元的处理により、保険者事務の効率化を図る。

○ 一般業務

- ・償還払給付額管理処理
- ・高額介護サービス費の支給額計算処理
- ・高額医療・高額介護合算サービス費算定処理

○ 特別業務

- ・主治医意見書料支払処理
- ・原案作成委託料支払処理
- ・介護給付費通知作成処理

⑤ 介護サービス苦情処理業務

介護サービス利用者等から本会の苦情相談窓口寄せられる苦情相談・申立てについて、本会に設置している苦情処理委員会による審議結果をもとに、県・市町等関係機関と連携し、当該事業所への指導・助言を行い、介護サービスの質の向上に努めるとともに、利用者等の不安解消を図る。

⑥ 本会の持つスキームやノウハウを活用した業務

年金からの保険料特別徴収に係る経由機関として、市町と年金保険者間での情報交換に係る事務処理を行なうとともに、介護保険の補足給付に係る非課税年金情報及び年金生活者支援給付金の支給に係る所得情報の経由業務を行う。

また、令和5年度より開始されるケアプランデータ連携においては、システム運用に係るライセンス料徴収及び電子証明書発行業務を受託する。

4 障害者総合支援法等関係事業

① 審査支払業務

障害介護給付費等の審査支払事務について、県・市町及び国保中央会と連携し適正かつ効率的な審査支払事務を推進する。

- ・障害介護給付費の審査支払
- ・障害児給付費の審査支払

② 共同処理業務

本会に蓄積された給付実績及び市町からの受給者情報等を元に一括処理を行い、市町の事務の負担軽減及び効率化を図る。

- ・地域生活支援事業に係る審査支払処理
- ・高額障害福祉サービス等給付費計算処理
- ・高額障害児給付費計算処理
- ・その他の共同処理